

地域防災計画[※]改定（案）に対する 市民意見等募集（パブリックコメント）結果及び対応について

※長野市地域防災計画及び長野市水防計画

1 募集概要

- (1) **募集期間** 令和4年11月21日（月）～12月20日（火）
- (2) **計画（案）の閲覧及び「意見用紙」配布窓口**
 - ・市役所（危機管理防災課、行政資料コーナー）
 - ・各支所
 - ・市ホームページ
- (3) **提出方法**
 - ・危機管理防災課、行政資料コーナー、各支所の窓口へ提出
 - ・市ホームページ「ながの電子申請サービス」で提出
 - ・郵送、F A X、電子メールで長野市役所危機管理防災課へ提出
- (4) **意見の公表**
 - ・提出いただいた意見等への個別の回答は行わない
 - ・意見等に対する検討結果を市ホームページで公表

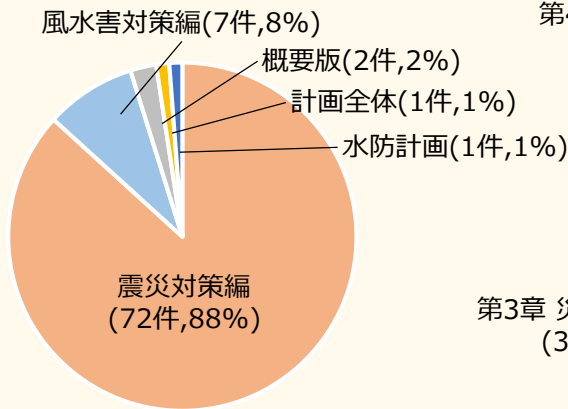
(1) 受案件数 83件 (個人2、団体7)

(2) 提出方法別内訳 右表のとおり

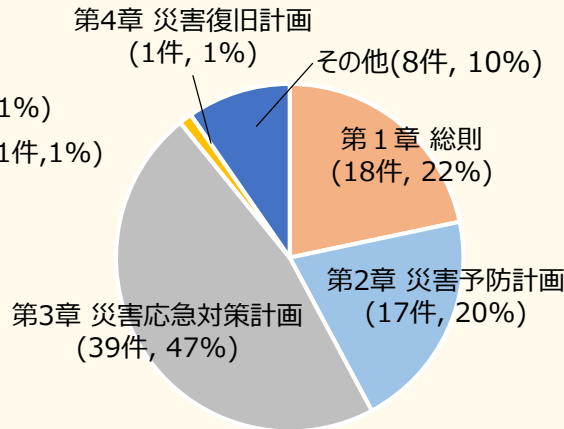
窓口持参	郵送	FAX	E-mail	電子申請	合計
2通	0通	0通	4通	3通	9通
52件	0件	0件	11件	20件	83件

【参考】

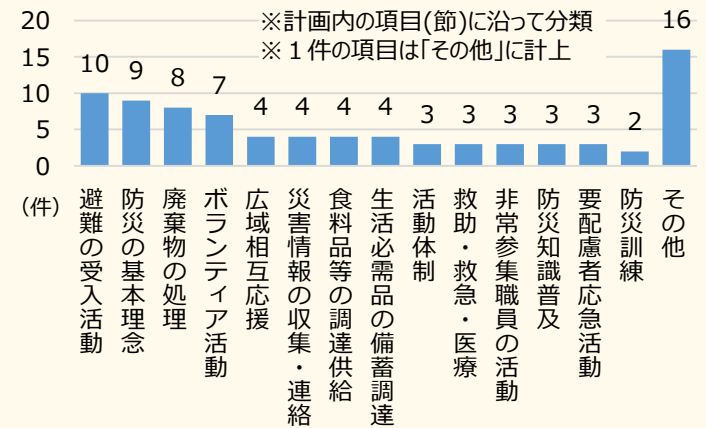
〈意見内訳 (編別)〉



〈意見内訳 (章別)〉



〈意見内訳 (内容別)〉



(3) 意見に対する市の対応

対応方法	件数
A : 計画案を修正・追加する	26件
B : 計画案に盛り込まれており、修正しない	17件
C : 計画案は修正しないが、今後の取り組みにおいて検討又は参考とする	14件
D : 計画案に反映しない	0件
E : その他 (質問への回答、状況説明等)	26件
合計	83件

No.	編・ページ	章・節	意見・提案等の概要	市の考え方
1	概要版 P26	-	概要版では「南海トラフ地震臨時の運用」との記載になっているので修正すべき。	ご提案を踏まえ、【震災対策編】第5章の名称を『南海トラフ地震対策』に修正します。 概要版についても修正します。
2	震災対策編 震-3	1章 2節	過去の大規模災害の教訓を踏まえる上で重点項目を定める場合に、「令和元年東日本台風19号災害」も含めて記載してほしい。	ご提案を踏まえ、追加します。 なお、記載は『令和元年東日本台風』とします。
3	震災対策編 震-3	1章 2節	重点項目「減災に重点をおいた対策の推進」の主な対策として「被災者支援に行政・社協・NPO等（多様な主体）が協働で取り組むよう三者連携の推進」の追加を検討してほしい。	ご提案を踏まえ、「3 自助、互助・共助による被害の軽減」のリード文に、『また、ボランティアによる防災活動の自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携を検討する。』と追記します。
4	震災対策編 震-4	1章 2節	重点項目「自助、互助・共助による被害の軽減」について、互助との表現を削除し、共助のみの表現にすべきでは。	ご提案を踏まえ、「共助（互助）」の表現とします。 概要版についても修正します。
5	震災対策編 震-4	1章 2節	重点項目「自助、互助・共助による被害の軽減」の主な対策の『自主防災組織の育成強化・訓練』の記載は、事業所、学校、福祉施設等も共に学びあい地域全体の合同訓練が必要ではないか。	ご提案を踏まえ、「自主防災組織『等』の育成強化・訓練」に修正します。 なお、【震災対策編】第2章第33節及び第35節に、自主防災組織の育成強化・訓練について関係団体との連携強化の必要性を記載しています。
6	震災対策編 震-4	1章 2節	重点項目「自助、互助・共助による被害の軽減」に、緊急時における子ども支援ネットワークと市との直接連携をイメージする表現を追記してほしい。	ご提案を踏まえ、「3 自助、互助・共助による被害の軽減」のリード文に、『また、ボランティアによる防災活動の自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携を検討する。』と追記します。

No.	編・ページ	章・節	意見・提案等の概要	市の考え方
7	震災対策編 震-8	1章 3節	(国土地理院) 関東地方測量部の『処理すべき事務又は業務の大綱』に地殻変動の監視に関することを追記してほしい。	ご提案のとおり修正します。
8	震災対策編 震-40	2章 10節	第1_避難発令体制の整備等 避難場所等の開設・運営体制の整備_に関連して、「長野県避難所TKBスタンダードの取組」の取り組みを長野市としても進めてほしい。また、車中泊避難の項目も作成が必要ではないか。	ご提案を踏まえ、【震災対策編】第2章第10節第2に『○車での避難ができる場所の確保に努める』と追記します。 なお、【震災対策編】第3章11節に、避難所の環境整備等について記載しています。
9	震災対策編 震-40	2章 10節	第2_指定緊急避難場所の確保_の文中、日本産業規格の表現を日本産業規格(JIS)として、市民に分かりやすい表現にしてほしい。	ご提案のとおり修正します。
10	震災対策編 震-54	2章 22節	発災時はアナログである「紙」の広報も重要な広報・連絡手段として位置付け、印刷手段の確保や配布方法など検討してほしい。各障害の当事者団体、支援をするボランティア団体等との連携による情報のバリアフリー化と発信力の強化が必要と考えます。	ご提案を踏まえ、「多種多様なメディアによる情報連絡、広報を検討、整備する」を『紙媒体をはじめとする』多種多様なメディアによる情報連絡、広報を検討、整備する』に修正します。
11	震災対策編 震-66	2章 32節	『「自分は被害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）」等の必要な知識を学べるよう、実践的な防災教育を実施する。』を「的確な自己の避難判断（正常性バイアス等の克服）ができるよう、防災意識啓発に取り組む。』に修正してほしい。	ご提案を踏まえ、『「自分は被害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）」を克服する等、必要な知識を学べるよう実践的な防災教育を実施する。』に修正します。

No.	編・ページ	章・節	意見・提案等の概要	市の考え方
12	震災対策編 震-72	2章 36節	企業防災に関する計画_リード文にBCPの文言を入れて、企業の防災計画はBCPの策定が前提となるようにしておくべき。BCPの策定・訓練・試行が、災害時の企業活動の継続の一番の前提となるため。	ご提案を踏まえ、『…リスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時における事業継続計画（BCP）を策定するとともに、重要業務を継続できる体制の整備や訓練…』と修正します。 なお、市内事業者のBCP策定を促進するための支援事業を市内商工団体とともに実施していきます。
13	震災対策編 震-73	2章 37節	ボランティア活動の環境整備_について、ボランティア団体との表現ではなく、NPO 団体 等（多様な主体）と記載を変更してほしい。	ご提案を踏まえ次のとおり修正します。 (リード文) 「NPO、NGO等」 ⇒『『ボランティア団体、』NPO、NGO等』 (計画名) 「ボランティア団体とのネットワークの形成」 ⇒「ボランティア団体『等』とのネットワークの形成」 (計画内容) 「ボランティア団体との」 ⇒「ボランティア団体『、NPO等』との」
14	震災対策編 震-73	2章 37節	ボランティア活動の環境整備_ボランティア受入れ体制等の整備について、「○行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等の三者で連携し意見交換を行う情報共有会議の実施に向けて整備する」と修正してほしい。また、担当部課に「総務部危機管理防災課、各部課」を追加してほしい。	ご提案を踏まえ、三者の定義に社会福祉協議会を追加することとし、「行政『、社会福祉協議会』、NPO・ボランティア等の三者で連携し意見交換を行う情報共有会議の整備に向けて検討する」と修正します。 また、担当部課に『総務部危機管理防災課』と『各部課』を追加します。

No.	編・ページ	章・節	意見・提案等の概要	市の考え方
15	震災対策編 震-141	3章 11節	被災者等への的確な情報提供として、インターネットなどでの情報収集手段を持たない被災者へは、紙媒体での提供が必要ですが、災害後は地域の回覧板の機能も停止していると想定されます。紙での情報提供が必要な方に届くように巡回時に配付など工夫が必要と考えます。	ご提案を踏まえ、【震災対策編】第2章第22節に記載の「多種多様なメディアによる情報連絡、広報を検討、整備する」を『紙媒体をはじめとする』多種多様なメディアによる情報連絡、広報を検討、整備するに修正します。また、必要な情報が必要な方に届くように工夫してまいります。
16	震災対策編 震-157	3章 18節	し尿の収集運搬・処理について、被害状況の把握対象を「下水道処理施設、農業集落排水処理施設、長野市衛生センター、浄化槽（戸別浄化槽を含む）、収集事業者等の被害状況」に修正してほしい。	ご提案を踏まえ、「下水道処理施設、収集事業者等の被害状況」を「し尿処理施設、収集事業者等の被害状況」に修正します。
17	震災対策編 震-157	3章 18節	仮設トイレ設置について、「災害により『下水道機能』が停止し、仮設トイレを必要」に、『農業集落排水機能、浄化槽（戸別浄化槽を含む）、くみ取り式トイレ』を追加してほしい。	ご提案を踏まえ、「災害により下水道機能が停止し、仮設トイレを必要」を「災害によりし尿処理機能が停止し、仮設トイレを必要」に修正します。
18	震災対策編 震-157 震-158	3章 18節	仮設トイレの設置に伴う収集運搬・処理について、「し尿収集車両及び作業員を確保する」を「協定締結先である長野市生活環境協同組合へ協力を要請する。なお、処理能力・収集体制が不足する場合は、県への広域応援処理体制の応援要請を行い、し尿収集車両及び作業員を確保する」に修正してほしい。	ご提案のとおり修正します。

No.	編・ページ	章・節	意見・提案等の概要	市の考え方
19	震災対策編 震-158	3章 18節	仮設トイレの設置に伴う広報について、住民等への周知内容に、仮設トイレ設置場所も加えるよう、修正してほしい。	ご提案のとおり修正します。
20	震災対策編 震-158	3章 18節	災害時に発生する廃棄物のうち、し尿に関する説明について、「災害に伴って便槽に流入した汚水」を「災害に伴ってくみ取り式トイレ、浄化槽（戸別浄化槽を含む）に流入した汚水」に修正してほしい。	ご提案を踏まえ、「災害に伴って便槽・浄化槽等に流入した汚水」に修正します。
21	震災対策編 震-196	3章 41節	住家の被害調査に関して、罹災証明に必要な写真の撮り方など迅速な情報提供をお願いします。（知らなかったということがないよう、チラシの配布やご近所への声かけ、また、水害の場合、床上床下浸水時の家屋の復旧方法、床下に石灰はまかない、床下の乾燥等のパンフレットの配布など）	ご提案を踏まえ【震災対策編】第3章第41節第2の3に、『罹災証明の申請に必要な住家等の被害状況を記録する写真の撮り方等について、市民への周知に努める』を追加します。 【震災対策編】第2章第34節の「罹災証明書の発行体制の整備」に、『罹災証明の申請に必要な住家等の被害状況を記録する写真の撮り方等について、市民への周知に努める』を追加します。
22	震災対策編 震-217	5章 1節	「気象庁は、「南海トラフ地震に関連する情報」の平成29年11月1日から運用を開始している。」の文章を読みやすく修正してほしい。	ご提案を踏まえ、「気象庁は、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を平成29年11月1日から開始している。」に修正します。
23	風水害対策編 風-2	1章 5節	表0-1 洪水浸水想定区域等の指定・公表年月日並びに前提降雨について、各河川の範囲を示してほしい。	ご提案を踏まえ、【風水害対策編】第1章第5節「〈想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域（全河川を併せて表示）〉」の地図欄外に、区間を記載します。

No.	編・ページ	章・節	意見・提案等の概要	市の考え方
24	風水害対策編 風-11	2章 1節	タイムライン防災の推進について、長野市もタイムライン防災・全国ネットワーク国民会議に参加しているので、ぜひ行政、職場自治会、家庭の3層でのタイムライン作成の周知をさらに推進していただきたい。	ご提案を踏まえ、「洪水ハザードマップの普及に努め、防災行動計画（タイムライン）に基づく訓練を繰り返し実施し、」を「行政、地域、家庭ごとによる防災行動計画（タイムライン）の作成や、洪水ハザードマップの普及に努める。また、タイムラインに基づく訓練を繰り返し実施し、」に修正します。 また、【風水害対策編】第3章第1節第1のリード文に、『また、早めの防災行動の着手を可能とするタイムライン防災の取り組みを進める。（参考：千曲川・犀川流域（緊急対応）タイムライン等）』を追加します。
25	風水害対策編 風-37	3章 2節	裾花川に設置されている3か所のダムとは、裾花ダム、奥裾花ダムと、あとはどこなのか。	「3か所のダム『（奥裾花、裾花、湯ノ瀬）』」に修正します。また、犀川系ダムについても、「5か所のダム『（生坂、平、水内、笹平、小田切）』」に修正します。
26	水防計画 水防-18	4章 2節	「長野市域において、県知事（建設部河川課）と気象庁長官が共同して洪水予報を行う河川は、裾花川のものであり、次の区域を対象としている。」と記載の箇所について、誤植部分を修正してほしい。 誤：裾花川のものであり → 正：裾花川であり	ご提案のとおり修正します。

〈17件のうち代表的なもの〉

No.	編・ページ	章・節	意見・提案等の概要	考え方
1	震災対策編 震-4	1章 2節	重点項目「要配慮者に対する支援の充実」の主な対策は『外国人に配慮した情報の提供』だけではなく、 その他の要配慮者への情報伝達も必要 。また、その方法を 当事者と一緒に具体的に検討 してほしい。	本項目は主な対策を記載しているものです。ご提案の内容については、【震災対策編】第2章第22節に 記載しています 。
2	震災対策編 震-40	2章 10節	第1_避難発令体制の整備等_避難場所等の開設・運営体制の整備_に、 避難所の環境改善 として 冷暖房導入 による環境改善について 検討 してほしい。	【震災対策編】第3章第11節に、 長期化対策として「暑さ・寒さ対策」 を行うことを 記載 しています。 なお、指定避難所の開設にあたっては、施設管理者・協定締結事業者等と協議・調整を図り、 避難所の良好な生活環境の確保 に努めます。
3	震災対策編 震-138	3章 11節	避難所運営の基本的な考え方について、「避難所における災害関連死を できる限り防ぐ ことを目標…」とあるが、「災害関連死は 決して出さない ことを目標…」に 修正 してほしい。関連死を出さないことを想定した考え方であることが必要だと考えます。	【震災対策編】第3章第11節に、避難所の運営については マニュアルに基づくよう記載 しています。 なお、マニュアルでは、「 災害関連死をできる限り防ぐことを目標に 」と記載しており、 適切な表現 と考えております。
4	震災対策編 震-157	3章 18節	仮設トイレの配置場所 に、「 災害廃棄物の仮置き場 」を加えてほしい。東日本台風災害時の災害廃棄物搬入時、待ち時間が長かったことから、住民及び作業員のトイレが必要だったから。	「災害廃棄物の仮置き場」は、仮設トイレの配置場所に記載されている 災害応急対策活動拠点のひとつ と考えています。

〈14件のうち代表的なもの〉

No.	編・ページ	章・節	意見・提案等の概要	考え方
1	震災対策編 震-4	1章 2節	重点項目「要配慮者に対する支援の充実」の『福祉避難所等の運営』について、入所できる被災者の基準を追加してほしい。さらに、福祉避難所の開設訓練及びマニュアルが必要である。避難者が来てからではなく、避難できるよう必ず開設して待機してほしい。	ご意見を参考に今後検討していきます。 福祉避難所に入所できる被災者の基準や運営方法については、第3章第8節第4の3に、「内閣府策定の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」及び「長野市福祉避難所設置・運営マニュアル」により、福祉避難所を運営する。」旨を記載しています。 なお、一般避難所には福祉スペースを設け、避難者の心身の負担を軽減します。
2	震災対策編 震-73	2章 37節	ボランティア活動の環境整備_ボランティア団体とのネットワークの形成について、ネットワーク形成に向けた検討を行うから、ネットワーク形成に向けた協力を要請するとして、一步踏み込んだ内容を希望します。	ボランティア団体とのネットワーク形成に向けた取り組みの中で検討を行います。
3	震災対策編 震-82	3章 1節	1_情報の収集_に、令和元年台風19号災害で県庁内で活動されたISUT（アイサット：災害時情報集約支援チーム）が作成する情報を長野市でも活用できるよう、検討してほしい。	ISUTについては本文中に示す「関係機関」の1つであると認識しています。 ご提案いただいた内容は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
4	震災対策編 震-190	3章 37節	多様なニーズと支援のマッチングを災害ボランティアセンターで調整することは不可能である。平時からの情報共有会議設置の準備や災害支援団体とのネットワークの構築を踏まえて、災害ボランティアセンターとは協働で活動調整、コーディネートする体制が必要。また、ボランティアニーズという表現について「ボランティアにやって欲しいこと。ボランティアセンターに依頼したい作業のこと」の注釈を検討してほしい。	ボランティア団体とのネットワーク形成に向けた取り組みの中で検討を行います。

〈26件のうち代表的なもの〉

No.	編・ページ	章・節	意見・提案等の概要	考え方
1	震災対策編 震-13	1章 4節	第3_災害履歴 2_水害 に記載される水害について、平成以降の主要な水害事例だけでなく、 昭和の水害の記載も残しておくべき。	昭和の主な風水害については、【資料編】資料1－9に掲載しています。なお、【震災対策編】第1章第4節第3の2に、『昭和の主な水害については、 資料編1-9に掲載する 』と追記します。
2	震災対策編 震-67	2章 32節	第32節_災害知識普及計画_「その他、災害時に備えるための防災意識の向上について、 市民の方に被災地への支援等に関わってもらい、被災者・被災地の実情を経験してもらう機会を設ける など追加を検討してほしい。また、市職員も同様。	【震災対策編】第2章37節に、ボランティア活動の環境整備について記載しています。 市職員については、 <u>地域活動ボランティア等への参加を推奨しており、災害ボランティアも含め自発的に活動を行っています。</u> なお、 <u>市職員は災害派遣要請等に基づき職務としての被災地支援も行っています。</u>
3	震災対策編 震-143	3章 11節	応急 仮設住宅 について、十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、 協定締結先 である（一社）長野市建設業協会等に 協力を要請し、建設型応急住宅を設置する。 との記載に 修正 してほしい。	協定については、【資料編】資料11－1に掲載している ことをご理解をお願いいたします。
4	震災対策編 震-152	3章 15節	物資の受入れ方針 をHP、SNS等で 周知する とあるが、 個人の物資及び中古品は受け入れない との記載について市民として 違和感 がある。なぜ個人からは受け入れないのか、なぜ報道機関を通じて行わないのか、理由を記載したほうがよいのでは。	個人からの物資及び中古品を受け入れないことについては、 一般的な対応 となっていると認識しています。なお、理由は、仕分け及び活用が困難なためです。また、報道機関を通じて物資の要請・募集を行わない理由は、市民等からの問い合わせが殺到し対応が困難となるためです。
5	風水害 対策編	-	千曲川流域、犀川流域に多量の降雨が同時に発生するような 広域での豪雨 についての 被害想定はどのようなのか。	想定最大規模降雨を前提とした防災アセスメント（災害被害想定調査）に基づく 被害想定を【風水害対策編】第1章第5節に記載 しています。